

三朝町地域共同施設災害復旧事業原材料等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において、台風や局地的集中豪雨などの風水害や地震等の異常な天然現象（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下「異常な天然現象」という。）により、地域の振興に寄与する地域内の共同施設（自治会等で管理している生活道路、用排水路等という。）に被害が生じた場合、当該共同施設の原形復旧に必要となる原材料等を町が支給することにより、防災面での共同施設機能を維持し、地域の活性化と住民生活の安全安心を支援することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この要綱に基づく原材料等の支給対象者は、共同施設を管理する自治会等とする。

(原材料等)

第3条 町が支給する原材料等（以下「原材料等」という。）は、第1条の目的の達成に資するため、異常な天然現象により被害の生じた共同施設の復旧事業（原則として原形復旧事業とする。以下「事業」という。）に必要な不可欠な原材料及び機器の借上で次に掲げるものとする。ただし、他の補助金等の交付対象となるものを除く。

- (1) 生コンクリート、アスファルト合材、切込み砕石、真砂土等
- (2) U字溝、ヒューム管、側溝蓋等
- (3) バックホウ、ダンプトラック等の借上げ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、機能回復のために必要な材料

(原材料等の上限額)

第4条 支給する原材料等は、600千円分を限度とする。

(原材料等支給申請)

第5条 原材料等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として共同施設が被災してから1年以内かつ事業開始の14日前までに、原材料等支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、支給が適当と認めるときは、原材料等支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第7条 前条の規定により原材料等の支給決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、建設水道課と協議の上、速やかに事業を実施しなければならない。

2 事業実施者は、事業の実施に当たっては、事故対応のためにボランティア保険等に参加しなければならない。

(変更承認申請)

第8条 事業実施者は、支給決定の内容について次に掲げる変更をしようとするときは、原材料等支給変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。

- (1) 支給する原材料等の増減に関するもの
- (2) 事業内容に重大な影響を及ぼすと認められるもの

(変更承認決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された変更承認申請書を審査し、支給の変更を認めるときは、原材料等支給変更決定通知書（様式第4号）により事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 事業実施者は、事業の完了後 30 日以内に、原材料等支給完了報告書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。

（返還）

第 11 条 町長は、偽りその他不正の手段により原材料等の支給を受けた者があるときは、原材料等の支給にかかる費用を返還させるものとする。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、原材料等の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。